

令和3年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和3年3月16日 午後1時29分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	櫻井繁行
委員	矢口龍人
委員	鈴木良道
委員	中根光男
委員	佐藤文雄
委員	加固豊治
委員	古橋智樹
委員	田谷文子
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	宮嶋謙生
委員	久松公博
委員	小倉博一
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

出席説明者

市長	坪井透
副市長	横瀬典生
市長公室長	小松塚隆雄
保健福祉部長	君山悟
消防長	片岡修
議会事務局長	前島嘉美
政策経営課長	槌田浩幸
社会福祉課長	金子俊文
介護長寿課長	小泉一司
子ども家庭課長	幕内浩之
健康づくり増進課長	川原場宗徳
消防総務課長	小松崎敬造
予防課長	鈴木博行

---

出席書記名

市民課	高野陽子
子ども家庭課	吉田貴紀
議会事務局	柏崎博子
議会事務局	澤田幸一

---

## 議 事 日 程

令和3年3月16日（火曜日）午後 1時29分 開 議

### 1. 議案の審査

- (1) 議案第 8号 かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第10号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第12号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算(第13号)
- (5) 議案第17号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- (6) 議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算
- (7) 議案第22号 令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計予算

---

開 議 午後 1時29分

#### ○川村成二委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は15名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから、昨日に引き続き令和3年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

初めに、議案第19号、昨日及び3月12日の継続審議になりますけれども、令和3年度かすみがうら市一般会計予算のうち、政策経営課所管の歳入歳出予算について企画調整事業、政策に関する部分を議題といたします。

それでは、答弁を求めます。

#### ○市長（坪井 透君）

複合交流施設の整備につきまして、いろいろとご意見をいただいた施設整備の進め方につきましては、地域をはじめ、市民の皆様の声をお伺いして、施設整備に活かしてまいりたいと考えております。また、土浦市とも話をしたいと思っております。

土地の取得につきましては、市街化区域におきまして、これだけの面積が確保できる機会はなかなかないことをございますので、並行して進めていきたいと考えております。

なお、取得を予定しております土地につきましては、有利な財源を活用し、複合交流拠点と都市公園として防災機能を有した公園を一体的に整備することで、地域的な課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○川村成二委員長

次いで、補足説明を求めます。

#### ○市長公室長（小松塚隆雄君）

今回、令和3年度予算に計上いたしました債務負担行為につきましては、用地交渉に当たる予算的な裏づけをいただくためのものをございます。当該土地は2万9000平方メートルほどということをございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条で規定する予定価格2000万円以上、1件5,000平方メートル以上の土地の買入れに当たりますので、交渉がまとまりましたら財産の取得について議案を上程し、議決をいただくこととなります。その上で、基本設計の業務委託につつま

しては、市長の答弁にございましたプロセスを踏みながら発注することになるというふうに思います。

また、有利な財源につきましては、全員協議会での説明の繰り返しになってしまいますが、都市再生整備計画の策定によって交付を受けることができる都市構造再編集中支援事業補助金50%と補助裏への起債として立地適正化事業債が90%充当可能で、本市ですと元利償還金の約40%が交付税措置ということで、事業費の約68%が言わば特定財源と言えることとなります。都市計画マスタープラン、立地適正化計画策定を進めてきた中で活用が可能となったものでございまして、その面でも運用中の取得は好機と思います。

また、市街地での用地の確保が得難い条件であるという点につきましても、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に当たりまして、市民ニーズを捉えて整備を進めることとしております都市公園が防災機能を有した形で大きく前進する規模であると考えられます。

さらに、複合交流拠点と都市公園の一体的な整備が可能となることから、土地の融通が可能であり、機能面でも合理的な整備が可能となるものと考えられますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○川村成二委員長

それでは質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

いろいろ昨日も言いましたけれども、手続上問題があるんじゃないかというの、私は。これだけの中身が昨日明らかになったんですよ。産業建設委員会にも総務委員会にも議題すら上がっていない。特に産業建設委員会は立地適正化計画の中で複合施設、これが計上というか起債されたという点では矢口龍人委員も喜んでいたわけですよ。基本的には手続上は、こういう壮大な計画については総合計画に位置づけることが必要なんですよ。総合計画に基づいて、2年、3年かけて、これを具現化すると、そういうふうに目的に沿った市民の意見を聴取する、議会でしっかりと議論をする、そういうふうにしなればいけないんじゃないですか。私はそう思うんですが、いかがですか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

ご指摘のように、総合計画というのが市としては最上位の計画ということになりますから、確かにご指摘のような手順は正規のものかなと思います。

ただし、都市計画マスタープランをはじめ、種々の言わば下位の計画に当たるものに関しましては計画期間のずれが生じることから、ご指摘のような明確な形での位置づけというのがなかなか実現しない場合もございまして、少なくとも総合計画の基本構想の中で、10年構想の中で読み取れるような流れの中の事業で計画をしていくというのがご指摘のように正規の方法であると思います。

○佐藤文雄委員

だから、総合計画の流れについては今言ったように、私が言ったとおりにお認めになった。私はそれと同時に、議会も無視されているということなんですよ、そうでしょう。産業建設委員会や総務委員会にも議題として上がっていないですよ。上がっていますか、これだけのことについて。

ちょっとおかしいと思うんだけど、一体誰がこれを企画したんでしょうか。これ、市長ですか、企画をしたのは。それを認めた、今回の予算に上げたということなんですかね。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

産業建設委員会のほうに総務委員会と同等の資料を提供したり、また、そこで説明がされなかったという点につきましてはおわびを申し上げたいと思いますが、総務委員会においては全員協議会でお示しした内容の資料を提出して、ご説明を申し上げております。

また、先ほどの説明でも申し上げましたけれども、用地の取得の決定というのも議決をもって初めて決定でございますから、それまでの準備に当たる意思形成過程ということで、事務レベルで進めさせてきていただいたということでご理解をいただければと思います。

また、本件の企画ということでございますけれども、遡りますと市長の公約で複合の交流拠点を作るということが挙げられたことから、指示を受けて、事務レベルで施設の内容ですとか、そういったものについて都市計画マスタープランや立地適正化計画などのアンケートを通じて市民ニーズというものを把握して、今回の立案に至ってきたと、そういう経過になっていると考えています。

○佐藤文雄委員

今、市長の公約だと言いましたよね。市長の公約、この指示を受けて事務レベルで進めると、立地適正化計画に合わせて、市民のニーズを確認して、その上でこれを具現化するというふうにしているというふうに言っているわけですから、これ、市長は指示したんですか、このように。公約実現のために指示したんですか。

○市長（坪井 透君）

今、公室長がお話ししましたように、私の選挙公約の中で出したことでございます。それにつきまして、建設におきまして検討するような話はさせていただきました。

○佐藤文雄委員

それから、公約だから事務に任せたということをおっしゃいました。これは市長公室だと思いますが、市長公室にある企画費、これの財源を委託費に使ったと言いましたよね、昨日。こういう企画費というのは財源は一定程度、内閣官房費みたいにあるんですか。

そして、この委託はどのようなふうに行ったんですか。検査管財課を通していませんでしょうか、通していますか。

そして、委託はこれどこに委託したんですか。その業者はどこですか。随意契約になるんですか。随意契約では予定価格をつくったんですか。3社見積りをしたんですか。何社と見積りをしたんですか。その成果品がこれですか。もっとまともな成果品があるんじゃないですか。一つ一つが疑問になってくるんですよ。一つ一つが問題だと、もう全体のことから、この中身、これを出されて、一つ一つの問題が非常に違法性があるんじゃないかなとも思われるんですよ。いかがですか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

まず、企画費の財源として官房機密費のような予算というものは存在いたしておりませんで、どのような形で委託を発注したかということにつきましては、昨日、政策経営課長から説明がございましたように、業務委託の残金を使用して、業務発注したということでございます。

委託に至るまでの見積りの徴取の状況ですとか、契約事務に関しては政策経営課長のほうからお答えはしたいと思いますが、ちょっと今手元にあるか確認をいたしますので、少々お待ちください。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

お答え申し上げます。

昨日お出しをしましたパース図等の契約でございますけれども、令和元年度の中心市街地の基本土地利用構想業務、また、立地適正化業務などの策定を業者として請け負っておりましたランドブレインが土地利用に精通をしているという理由によりデータの取得が容易であるということで、そちらの業者へ発注をしたものでございます。

金額につきましては、48万4000円の額でございます。

○佐藤文雄委員

随意契約ですか、これは。つまり、今、立地適正化計画でこの計画を請け負った業者、私は名前を覚えておりませんが、ランドブレインと言いましたよね。これ、立地適正化計画の具現化をやったコンサルということなんですか。これは、そういう立地適正化計画があったから、これは有利な発注にとって、非常に安い価格で発注ができるということで随意契約をした、その金額が48万4000円ということですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

先ほど申し上げましたとおり、立地適正化計画の策定業務を担ってございます。また、先ほども申し上げましたが、令和元年度に中心市街地の基本土地利用構想の業務も請け負っている業者でございますので、そちらの業者が土地利用に精通している、またデータの取得が容易であるという理由により、随意契約で発注をしたものでございます。

○佐藤文雄委員

今の流れから言いますと、この48万4000円という金額、今度の予算にありましたよね、4000万ぐらいでしたかね、4500万円ぐらいかな、4600万ぐらいのこの複合交流施設の委託設計がありますよね。これなんかも同じように随意契約だということにはならないわけだと思いますが、これは積算根拠があるんじゃないですか。これだけの金額というのは仕様書がなければできませんよ。あのパース図ぐらいで済ませるような中身じゃないですよ。もったきちつとしたものがあって、積算ができるようになるんじゃないですか。

ついでで申し訳ないですけども、スマートインターチェンジの来年度の予算についてもたった2行だけで小松塚室長が出てきましたけれども、あれじゃ比較対象になりませんよ。ちゃんとした仕様書があるということはそれだけの根拠があるんじゃないですか。併せてお答えいただけますか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

参考見積りの徴取に当たりますは、ランドブレインから徴取しておりますけれども、今後は全く白地に複合交流拠点と都市公園を整備していくというような設計になりますから、基本的には一般競争入札で実施をすることになるかと思えます。もしくは設計の内容等を十分にしんしゃくするという意味ではプロポーザルでの選考もあるかと思えます。これに関しては結果的には随意契約ということになりますけれども、そのあたりもまだ明確には決定しておりませんが、どちらかいろいろこれまでいただきましたご意見等も反映させながら、市民の皆さんの声を取り入れて設計を進めるという上ではプロポーザル方式も選択の範囲内ではないかなと思えます。

ただ、プロポーザルだとしても、そのようなご指摘を受けることがありませんようにしっかりと告示をして、公表をして、その上で審査をすると、そういうような手順を踏んで実施をすることになると思えます。

○佐藤文雄委員

今、仕様書があるでしょうと言ったんですよ。つまり、一定程度の、48万円ぐらいの程度の中身ではないですよ。一定程度のもの、仕様書がなければ見積りもできないと思うんですよ。これ3社見積り出したんですか、4600万の。予算に上げるのにランドブレイン1社に、これ、予算を上げたんですか、予算にしたんですか。これはおかしいですよ。いかがですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

このたびの予算の見積りに関しましての徴取につきましては、1社からの見積りを徴取したもので、この中でいろいろと設計の業務の中身が分かれておりますので、それぞれの見積りを徴取したということでございます。

仕様書につきましては、見積りという形で徴取しています。ランドブレインからの徴取です。

○佐藤文雄委員

これ、1社見積りだよ。これまずいんじゃないですか。これ行政上というか、入札というか予定価格を設定することを言ったら、1社見積りで計画で上げて、今度は今もうプロポーザルだと言いましたよね。もう既にこれはランドブレインにはほぼ決まりなんじゃないですか。これ官製談合に近いですよ。こういう疑いも出てきますよ、ランドブレインが落札したら。もうそういう問題も浮き上がってきますよ。全部土地の利用から知っていますだなんていったって、私たちだって市民だって、まだいろんな計画なんか土地の利用計画をどうするかというのはいろんなところで検討というか、意見を求めればできるはずですよ。

いずれにしても、このやり方は私は手続上も法的にも問題があるというふうに思えてなりません。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

私がプロポーザル方式と申しあげましたのは、基本的には一般競争入札だと思いますが、土地利用等を最大限に検討材料にするという上では有効だということで申しあげました。それは今後、発注に当たって十分検討されていくものと思いますし、ご指摘がありましたように、確かに情報を容易に取得できるというところで、予算取りの参考見積りが1社になってしまったというところは反省しなきゃいけないかと思いますが、今後、契約行為ですとか、その業者の選定等に当たりましては、そういったところにも十分配慮をしまして進めていくようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○宮嶋 謙委員

これ、昨日のご説明では令和2年度から検討を始めてということでありましたが、起案書があると思うので、それちょっとご提出いただけますか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

お尋ねをしたいんですけども、何を起案した起案書ということでしょうか。

○宮嶋 謙委員

複合拠点施設設置に関する起案というのが起案書として上がってきて、決裁が下りて話が進んでいるんじゃないんですか。誰が起案して、誰が決裁をして進んでいる話なのかは起案書を見ないと分からないと思うので、その提出をお願いしたいんですけども、起案書なしでやっているんだしたら、そういうふうに答えていただいてもいいんですけども。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

市長から指示をいただいたことに関して、指示をいただいたとおり、こうしてよろしいですかという起案を改めて立てることばかりではありませんので、ご指摘のような起案が残っているかちょっと明確ではありませんけれども、予算の見積書というのもみんなで決裁を押ししていきます、予算の見積書も。それでも部長の査定があったり、市長公室長の査定があったり、また、市長の査定があったりする中で予算編成されていきますから、予算に関してはそれが決裁を具現化しているものというふうには考えられると思いますが、何年か分かの書類の中からということになりますので、議員がご質問いただいたように、それでは複合交流拠点を建設することを進めてよろしいかとか、そういう起案というのはちょっと探してみないとあれなんですけれども、少なくとも予算に上がるものに関してはそういった形で、予算の見積り、また査定という中で決裁がされてきているものというふうに思います。

○宮嶋 謙委員

こういう何か事業を起こして実行するのに、その基となる書類というのはいないんですかね。起案があ

って、上の方にだんだんと判こをついてもらって、決裁が下りて実行できるんじゃないんですか。そう  
いったものないんですか。もう一回聞きます。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

ちょっと、手元で、今、そういうように明確に議員がお求めになっているような起案というものは存  
在するか分かりませんので、明確にお答えできなくて申し訳ないんですが、これだけのものが予算に出  
てくるという中ではただいま申し上げたような手順を踏んできていますから、その中で市長も決裁をい  
ただいたという解釈はできようかと思えます。

○宮嶋 謙委員

じゃ、この複合交流拠点に関する決裁と思われる書類、全部出してくださいよ、そう言うんだったら。  
口頭でいいよと言って進めているわけじゃないと思うんですよね、まさか。書類はあって、判こを押し  
て、はい、じゃ、進めますということで当然進めるべきでしょう。それがなければ、大問題だと思  
うんですよね。いや、必ずあると思うんですよ、見せたくないのかな、そんなことはないですか、ある  
と思いますけれどもね。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

見せたくないというようなことはございません。市長の指示というものを受けて、やっていいですか  
というような起案が、そういう形のものがあるかというのは私ちょっと見当がつかなかったので、そう  
いうことを申し上げたんですけれども、それぞれさっき政策経営課長から話のありました中心市街地の  
土地利用構想の委託に係る起案ですとか、今般の用地の取得に当たる相手方との交渉の報告ですとか、  
しっかりそういうものはあります。

ただ、土地の件に関しましては相手方がございますので、お出しするにしても情報公開条例に基づい  
て、かなりマスキングを入れさせていただいて、現状では進めるしかないのかなと思えます。

○宮嶋 謙委員

構想中の公開できない現状のものも当然あると思えますので、それは伏せていただいても結構ですの  
で、土地、建物、それからパースのこととか、いずれにしても全ての決裁関連の書類を出していただき  
たいということが一つ。お願いします。

それと、昨日のご説明で令和2年度から検討を始めていらして、当初5,000平方メートルで建物は1,500だど。  
それで考えていったところ、昨年10月1日ですか、先方に打合せに行ったら5,000では駄目で、2万9000  
全部じゃないと売れないよというような話を受けたので、そちらの2万9000のほうに変更したというよ  
うなご説明だったんですけれども、そもそも5,000平方メートルで1,500というお考えであったのであれば、  
例えば、稲吉ふれあい公園はほぼ5,000平方メートルですね。あそこを使えば土地は買わなくて済みます。ほか  
にも日立建機の寮の跡地ですか、大きく空いているところもあるし、逆西、稲吉地区で農業をやっている  
けれども、もう辞めるといふ方もいらっしゃるし、空き地もあります。かすみがうら市民だけのこと  
を考えたら、端っこに造る意味は全然ないと思うんですよ。もっと適地があるはずなんですね。そちら  
に例えば、先ほど言いましたけれども、稲吉ふれあい公園、ぴったりの土地なので、そこでご検討する  
とか、そういうことは考えなかったんでしょうか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

冒頭の説明の中で申し上げましたように、都市公園の面積が少ないというのは大きな課題でございま  
して、この公園は何とか確保していきたいというところです。都市公園というのは都市計画決定がされ  
ていまして、容易に減らすということできないというような庁内での理解の中で進めておりましたの  
で、その公園を潰して、複合交流拠点の施設にするというのは最初から選択肢には挙がっていなかった



と思います。

また、適地の関係でございますけれども、中心市街地の土地利用構想というのを令和元年度に実施した中でも地域の土地の利用権に精通したランドブレインに頼んだということで、幾つかの適所というのは挙げられていましたけれども、駅からの距離ですとか、ご指摘のように周辺の貼り付きとかもございましたけれども、様々な要因の中で当該5,000平方メートルの土地が適地であるということが確認をされましたので、それにのっとって進めていったということがございます。

あと、これは交渉の相手方がいることですので、言葉尻を捉えるつもりはないんですけども、交渉に行って、全部でなければ売らないというようなお話ではなかったと私は記憶しています。一体的に使ってもらうことはできないかというようなニュアンスであったと思いますけれども、この辺もちょっと実際に取得ができましたらお話ができるんですけども、決してそれでないとお売りしないよとか、そういうような形ではなかったと思います。

一応、大体お答えしたと思うんですが、はい。

○川村成二委員長

あと、書類提出の要望に対しての答弁を続けてください。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

あと、書類の提出の関係ですけれども、今すぐとはいかないんですが、これは予算の採決までにそれをお出しして審査をいただくということなんですか。令和元年度の委託事業のあたりからの決済の確認ですから、相応の時間はかかると思います。

いかがでしょうか、冒頭申し上げましたけれども、あくまで今回は債務負担行為をお願いして、その後の業務委託の予算執行になるわけですし、あとは用地の取得に関してはもう議決いただくわけですから、それをもって初めて決定ということになっていく、言わば意思形成過程にある内容でございますので、内部の事務が意思形成過程の一部だということをご理解いただければ間に合うように頑張りますけれども、そういうご理解の下で審査をいただければ幸いなんですが、そうはいかないでしょうか。

○宮嶋 謙委員

結局、あまりの突然のお話で、いつこの話が始まって、どういう手続を経て現在に至っているのかを知りたいんですよ。それをもって判断したいということなので、ぜひとも間に合わせていただいて、間に合わない場合はちょっと採決は延ばしていただくしかないと思うんですね。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

間に合うように探していきたいと思いますが、延ばす、延ばさないは私のほうからは申し上げられませんし、議会で決めていただくことでございますから、ただ、意思形成過程というのは往々にしてそういうこともございますし、議案として提出するというのは私どもとしても説明できるだけの形をつくって出したいというふうには考えておまして、そういったものが突然出てきたというふうにお捉えになったのかとは思いますが、都市マスや立適の中では矢口議員もご指摘をされたというお話もありましたように、複合交流拠点の整備そのものは進めることはご理解いただいているという前提で考えておりましたので、こういう形になったことでございます。産建委員会への具体的な資料の提出等がなくて、手続に瑕疵があったというようなご指摘は甘んじて受け止めて、本当に心からおわびを申し上げたいと思いますが、そういったスタートラインだということで、ぜひご理解をいただければと思います。

ただ、資料のほうの請求はただいまから頑張ってもらいたいと思います。

○宮嶋 謙委員

それと、土地の取得の債務負担行為が11億ということですが、これ、解体費が入っていますよ

ね、どう考えても金額的に。先方が別に5,000じゃ売らないよ、一括でないと売らないよとは言っていないと今おっしゃっていましたよ。昨日のご説明ではまとめて買ってほしいという意向が向こうにあったというふうにおっしゃったように私は受け止めたんですけれども、今日のご説明とちょっとニュアンスが違いますが、いずれにしても解体費込みの土地を高上がりなものを買う必要はあるんですか。先ほど言ったふれあい公園だったら市の有地でしょう。11億は使わなくて済むわけじゃないですか。そしたら、そのうちの1億でも2億でも使って、公園を別途造ったっていいんですよ。そのほうがよっぽど安上がりじゃないですか。位置だって本当の逆西、稲吉の真ん中にあるわけだから、まさに中央の施設ということが言えると思うんですよね。

だから、あの位置に造るのであれば、昨日私も申し上げたとおり、土浦市と一緒にやるべきだし、かすみがうら市の施設としてやるんだったら、もっと適地がある。わざわざ建物の解体費まで払って、大きく3万平方メートルでも取得する必要は全然ないと思うんです。だから、これはもう一回考え直すしかないと思うんですよね。いかがでしょうか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

初めに、昨日と話が違うというご指摘ですけれども、議員は5,000平方メートル以外の土地も一緒じゃないと売らないと言ったと言われましたので、そうは言っていないと思います。交渉に行ったら、そのほかの土地もぜひ使っていただきたいという話だったというところで、相手方との関係性もありますから、そこはあえて否定させていただいて、すみません、そういうことでご理解をいただければと思います。

あと、費用の関係ですけれども、解体の費用というのは見込んでおりません。更地で取得するということを現状の実情の単価等を参考に、平方メートルで求めた11億というのが限度額ということでございますので、今後、実際に仮契約で議決に至る過程の中では正式に鑑定等を入れた中で金額等が出てくるということになりますけれども、債務負担行為は限度額でございますので、現状ざっくりとした、これも見てもらってはいますけれども、不動産鑑定士の見立てで把握した金額が足りるように、限度額を設定させていただいたということです。

限度額のただし書きにございますけれども、11億円に令和4年度に実施する土地鑑定評価の結果に伴う増減額を加算した額と、減額を加算という、ちょっと表裏的にはなじみがないかもしれないですけども、増減は多少あると、そういう形で設定をいただいて、ご理解いただきたいという思いです。よろしくをお願いします。

○宮嶋 謙委員

そうすると、坪単価幾らになるんですかね。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

今、坪ということでございますので、約11万7000円という金額です。平方メートルですと3万5400円ということでいただいております。

○宮嶋 謙委員

この金額がこの辺りの相場なんですかね。これだって事業費総額26億円見込んでいるわけでしょう。これはこちらで解体費分を織り込まないと、こんな値段にならないんじゃないですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

こちらの用地取得費は、私どもではじき出したわけではなくて、不動産鑑定士の方にお問い合わせしてきた金額であります。

先ほどから解体費のお話が出ておりますけれども、解体費の金額はこの中には含まれておりません。

あと、購入をするときには当然解体はさせていただくということは先方へはお願いをしているところで

あります。

○宮嶋 謙委員

とても高いと思うんですけども、いずれにしても当初5,000で計画した話が2万9000になっちゃうと、突然、向こうのお勧めがあつて。その何ていいますか、変更自体があまりにも安易じゃないですか。いや、そこまでは考えていませんと、今回は5,000だけをお願いしますと言えば、それでも済んだ話でしょう。だから、その事の成り行きも非常に不自然に感じるんですよ。

だから、先ほど、書類を出してくださいというお願いをしたわけですが、いずれにしても、ここに11億投じるのであれば、ほかに方法はまだまだたくさんあると思いますので、一度、昨日も言いましたけれども、止めていただいて、もう一回最初から練り直していただくほうが市民にとっていい施設ができると思いますので、ご検討をお願いします。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

当該3万5400円という金額は、神立停車場線の買収単価が3万1000円程度であったということでございますけれども、その開通後の市道付でございますから、そういうものを加味した金額になっているというふうには提示があつたということでございます。

ただ、解体の費用が上乗せになっているということはないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

また、5,000平方メートルの予定から一筆を利用するような方針に変換をしたというところでございますけれども、冒頭から申し上げておりますように、地域的に都市公園の面積の不足というのは大きな課題でございましたから、それを公園として整備して面積を確保していくということ、また、一体的な活用の中で土地の融通や機能的に合理的な利用ができると、こういうことを考えまして、そういう決定に至つたということがございます。

また、財源的にも有利な財源が使える好機でございますので、ご理解をいただきまして、ぜひ進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

○古橋智樹委員

4,672万円の予算計上ですが、これをまた再びランドブレインさんが請け負う可能性というのはあるんでしたか。佐藤委員の答弁の中に重複しているかもしれないんですが、確認します。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

一般競争入札のときの入札条件のつけようは、ちょっと私どもだけでは断言はできませんけれども、これだけの金額になってきまして、例えば、県内本店ですとか、制限なしというようなことになっていくと、大いに入札に参加してくる可能性はあるかと思っております。また、プロポーザルに関しましても告示の行為は一般競争入札と同じような形で公平に見られるような形で告示をしますので、その中で手を挙げてくる可能性はあろうかと思っております。

○古橋智樹委員

ランドブレインさんは、国土交通省の仕事の実績が大変おありで、立地適正化計画が得意ということがあつてご縁があつたとは思いますが、元年度のときに50万円ほどの調査内容で、さほど個人情報というほどのボリュームはないと思うんですが、今月だと思うんですが、ランドブレインさんをニュースで見かけたんですが、個人情報流出というのを見かけたんですが、それもあつて、かすみがうら市さんの情報は問題ありませんとか、そういうご挨拶はございましたか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

今、確認をしましたがけれども、時期はちょっと忘れてしまったということなんですが、ランドブレイン

ンのほうから個人情報の流出はないと、心配ないということであったということでもあります。

○設楽健夫委員

一般質問のときの答弁で、たしか公室長の答弁で複合交流施設については坪数、面積と建坪と、あと金額についてはこれからですという答弁があったというふうに思うんですけども、今、土地の話がありましたけれども、4672万の委託については、これ予算執行上、再度提案していただくか、予算執行上の何らかの手順といたしますか、そういうことが必要になるんじゃないですか。このままですとランドブレインさんが事実上つくり上げた柱の数だとか、そういうものでこの設計が行われていくわけでしょう。そうなってくると、この4672万というのは凍結するか、あるいは何らかの手順で業務設計委託を進めていく方法を考えなくてはならないんじゃないんですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

予算の執行につきましては、当初予算を議決いただいた後は市長が執行していくということになるのかと思われまます。

ただ、契約の内容によりまして、仮契約、本契約となるものもございまして、その時点におきましては、そういった契約になった場合は議会でのご議決をいただくというふうに私のほうは理解しております。

○設楽健夫委員

市長の冒頭のご発言にもありましたけれども、今後、市民の方々の意向もお聞きして進めていくと、そうなりますと、この建物そのものが見直されていくということですよ。今ある計画の下で、昨日は相当強い意向でこれを実行していくという発言もあったというふうに思いますけれども、今日の市長のご発言ですと、もう一回これは再検討といたしますか、見直しをかけて、市民の方々の意向を聞きながら進めていくという、そういうご説明だったですよ。そうなりますと、この4672万、これについてはもう一回再検討が必要なんじゃないですか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

基本設計と言われる設計の範囲というのは、非常に広いというふうに認識をしております。実施設計に近い基本設計もあれば、基本構想ですとか基本計画の策定に近いような基本設計というのもあるかと思えます。私が冒頭、市長からの答弁を受けて申し上げましたように、市民の皆様の見解等を生かして設計をしていくということですから、通常の実施設等1本で行うような基本設計よりははるかに手前からの言わば構想部分のボリュームが増えていくのかなというふうに思っています。

確かに、この予算見積りの中ではそういったところまで含んだものにはなっていないと思いますけれども、どういう形で意見聴取を入れるかということもありますけれども、そういったものを仕様の中に書いた上で、この予算の範囲内で予定価格を策定しまして、入札なりプロポーザルに上げていきたい。結果的に議員がご指摘のように、柱1本の積み上げまでが難しいので、この予定価格ではできませんということになりますれば、またいかような方法で予定価格の範囲内で契約をしていくかということを探りまして、予算の補正ですとか、そういうことをお願いするかもしれませんし、まずはこの予算を認めていただければ、そういった仕様の中で公告をするような形に持っていきたいというのが考えてございます。

○設楽健夫委員

市長の冒頭のご発言は、地域の声を大切にすると、土浦市との協議も進めますよと、財源のほうについてもこれは一体的に考えて慎重に進めていきますよという3点のご発言があったというふうに思いますけれども、この4,672万というのは例えば、図書館という話が出ていますけれども、建物が図書館の

面積が例えば500坪とか400坪とか、そういうふうになってきましたら、この何ですか、4672万のこの予算では、あるいは予算が大きく動いていくということになるんですね。そういうふうになるのであれば、この点についてはやはり見直しをしていくということを前提に進めていく必要があるんじゃないですか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

ただいまのご質問の中にありましたけれども、市長の答弁と補足の私の説明の中で申し上げましたのは市長からは市民の声を生かしていきたいというお話と土浦の市長ともお話をさせていただけるという話がありました。そして、財源の話で私が多少事務的なことを付け足して申し上げましたのは立地適正化計画、都市再生整備計画ということで着実に進めてきて、今、その財源の確保ができているところなので、非常に好機、いい時期であるというふうな認識の下、それらを並行して進めさせていただきたいと、そういうお話をさせていただいたつもりであります。真意がよく伝わらなかったらおわびを申し上げたいと思います。

今後、この金額の中で補正が出てくる可能性にも言及をさせていただきましたけれども、そういうことであれば、また立ち返ってというお話ですと、私どもは基本設計を進めていく中で皆様の意見を頂戴して仕上げていきたいという考え方でございますし、設楽議員の考え方としては全てそういう意見聴取が終わった後で基本設計を発注する、手順がちょっと違うかと、おっしゃられているのかなと思うんですけれども、その皆様の様々な意見を具体的な形にして、設計を仕上げていくというのには現在私が申し上げたような手順が一番効率的かなとも思いますし、あと、補正で足りなくならないように、何とか持っていきたいと思います。決して実施設計ではございませんので、その建坪に応じて非常に膨れ上がるということばかりではないのかなというふうに捉えておりますので、そのところは一生懸命、余計な負担が生じないような形で努力はしていきたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○矢口龍人委員

公室長、都市マスタープランとか、それから立地適正化計画云々と言っていますけれども、私の一般質問を聞いていなかったですか。あの中には複合交流拠点は何でこれを実施するとなっていないんだと、10月の時点でですよ。何でこれ実施するとなっていないのか、これ、市長公約だよと私は言いました。何でなったかといったら、何でしたっけ、検討するとなっていたんですよ。立地適正化計画の中の、出来上がった、ほぼ完成に近い種類の中でおかしいだろうと、これは。これは実施すると直してくださいと言って、直してくれたんですよ。私の意見を入れてくれたんですよ、私喜んだですよ。いや、うれしかったな、やっと下中地区にこういう複合施設ができるのかと喜んだんですよ。だから私、一般質問でああいうお話ししたんですよ。それでもって出てきたのがこれなわけですよ、1,555平方米。これではもうショックでしたよ。こんなものは下中地区の人は望んでいないんですよ。

いろいろお話し聞いたとか何とかと言っていますけれども、聞いていないじゃないですか。本来、これをつくる前にきちっと、前にもお話ししましたけれども、図書館であれば、この地区の人たちがどのぐらいの図書が必要だと、本の数ですよ。例えば、土浦の図書館だったら30万冊入っているんですよ。かすみがうらの図書館は10万冊、11万冊なんですよ。じゃ、神立のこの中心市街地の中に造る図書館が学校図書館の図書室程度じゃしようがないじゃないですか、はっきり言って。だから私はそういうことをきちんと市民から意見を聴取して、それでもって積み上げていって、出来上がったものを、じゃ、どこへ造ろうか、それから用地交渉に移るべきだと思うんですよ。私はそう思っています。

昨日お話ししましたけれども、市民ホールも例えば、300席の市民ホールだとか500席だとかと、そういうホールを市民は望んでいるんですよ。こんな30人か50人ぐらい入ったらもういっぱいになっちゃう

ような、こんなスペースは望んでいませんよ。市民のいろいろをアンケートなんかで聞いていると言いますが、それは30年も前から図書館が欲しい、市民ホールが欲しいというのはずっと昔から、そういう思いはみんな持っていますよ。だから、やっと具現化するんだから、どんな内容が欲しいんだということを市民に問うべきなんです。それでもって大きさを決める。

もし、今回、今おっしゃっているように、その設計屋さんこれから市民の声を聞いて、設計変更だの何だ、変更していくよというのが出たら、これ4,600幾らじゃ業者さんが本当にびっくりしちゃいますよ。こんな仕事やらせられたら、とてもじゃないけれどもこんな金額じゃできませんと言われちゃうと思いますよ。だからもうちょっと慎重にやっていただきたいと思うんですよ、この事業をやるのであればね。どうですか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

規模感をはじめ、地域の皆さんがどのようなものを望んでいるかということをお聞きして、ぜひ生かしていきたいという思いは矢口議員のご指摘と同じだと思いますので、その有効な方法というのは今後検討しながら、その設計に生かしていきたい。

設計の費用がこれでは足りなくて、不調に終わってしまうと、そういうことがないように、これまでのお答えした経過を踏まえた仕様書を作成して、その上で応札の見込み等も十分検討した上で発注をするようにしていきたい、そこは十分留意してやっていきたいと思います。

おっしゃるように、不調になってしまって、全然足りないという事態が生じないようにしたいとは思いますが、冒頭で申し上げましたように、用地の交渉を進めさせていただいて、仮契約に至っても議決事項ですから、どの定例会か臨時会になるのか分かりませんが、議会に提案をして議決をいただく、それまでに発注するという事はちょっと考えられませんので、その中でよくその辺を精査しまして、発注内容というのを整理させていただきたいと、かように考えております。

○川村成二委員長

委員の皆様にお諮りいたします。

この政策経営課の予算に関しては、継続して審査が必要だというふうに考えております。書類の提出も要求されておりますので、その提出を受けて、再度審査をするということで、時期については最低限、明日、最終日の最後の議案第19号の議案のときに提出いただいた書類で、まずはそこで審査するという事で本件については進めていきたいと思いますが、委員の皆さんはいかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきますので、よろしく申し上げます。

ここで、暫時休憩いたします。〔午後2時36分〕

○川村成二委員長

会議を再開いたします。〔午後2時46分〕

次に、議案第8号 かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

補足説明等はありません。よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

よく分からないので、趣旨を説明していただけませんか。なぜ市内に居住する者から市外に居住する児童も含めるといふふうにしたのでしょうか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

今回の条例改正につきましては、稲吉地区、特に大塚児童館が多いんですが、そちらに最近、親子の方々がたくさん訪れております。その中に、その親子のお友達、市外から来る方もおりますので、土浦方面から一緒に来られた方がおまして、そういう方が使えないんですかということでお話がありました。また、電話でも土浦市内なんですが、使ってもよろしいでしょうかということでお問合せがありましたところ、こちらで調べましたら、石岡、つくば、土浦市は市外の方も利用できるということで、条例にうたってございます。当市におきましては、市内のみになっておりますので、そちらのほうを18歳以下の児童ということで改正する内容でございます。

○佐藤文雄委員

やはり広域的にやらないと、どうしても特に土浦市なんかはもう神立が接していますので、広域的な形でやらないと子どもたちというか、父母も含めて、保護者も含めて要求に合わないということで条例を改正する、土浦とかつくばですか、石岡も見ても、そういう状況があったということが確認できたので、今回の条例改正になったということですね。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

ですから、大体どのくらいの実態があるのかというのは、やっぱり数字的に明らかにする必要があると思うんです、提案するときに。そういう提案理由のときに、簡単に全協で説明したとおりですなんていうのは安直だと思うの。やはり数字的にどれだけ増えているのか、数字が明らかなんですよ。大塚児童館がそうだとか、例えばやまゆり館ではどうだとか、そういうふうには数字を経年度でチェックして、やはり実情に合わせなきゃいけないというふうに対応するべきだと思うんですが、そういう数字はありますか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

今、手持にございますのは、大塚児童館の部分になるんですが、こちら今年2月までで、利用者数延べ人数にしますと2,000人ほど利用してございます。こちらの数字につきましては、ほとんど市内の方ということで、これ以外にも一緒に来られる方もおりますので、その方も利用できるようにということで、今回改正する内容でございます。

○佐藤文雄委員

それはみんな市内の方で、土浦市は何人いらっしゃるのかということなんです。市内2,000云々かんぬんと言いましたですよ。それは全部市内の方ですということになったら、土浦市はいないんじゃないですか。土浦市の方の要望もあってということで、そういう要望がどのくらいあるのかということがまず捉えることが必要だと思うんです。そういう数字はないんですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

申し訳ありませんけれども、そういうお電話等問合せはいただいております。実際に来られた方もおりますけれども、数字的にはこちらでは把握してございませんでした。申し訳ございません。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。  
それでは、採決いたします。  
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第10号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

補足説明等は特にありません。よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

それでは質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

議案概要資料に参考というところがありますね。これはどういうふうに理解すればよろしいんですか。説明いただけますか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

お答えいたします。

内容の（3）番になります。平成30年度税制改正における介護保険料の算定等の改正になります。

公的年金等の収入金額、参考までなんですけれども、330万円未満の方、改正前は公的年金以外に係る雑所得があっても、改正前は一律120万円で控除をしておりました。しかし、改正後は、公的年金に係る雑所得以外の所得の金額が1000万円以下とか、1000万円超とか2000万円超とかというランク分けになりまして、1000万円以下の場合ですと110万円になります。そうすると、所得控除が10万円減額になるということになります。しかし、下の米印に書いてあるんですけれども、公的年金の収入が1000万円以下、かつ公的年金に係る雑所得以外の所得の金額が1000万円以下の場合には、控除額は10万円のマイナスになりますが、基礎控除が10万円プラスになりますので、保険料の算定等には影響がないということになります。

○佐藤文雄委員

この改定によって、介護保険料の影響というのは、プラスになるんですか、マイナスになるんですか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

算定等には影響がありません。所得段階別で11段階の基準額があるんですけれども、その方は1000万円以上の所得がある方は一律保険料は同じということで、影響はございません。



○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

○佐藤文雄委員

反対討論じゃないんですけれども、いいですか。

今回の改正については、保険料の改定ですよ。いわゆる8期の保険料の改定。私は常々介護保険のための積立金、これは全額しっかりと取り崩していけば、介護保険料が安くなるだろうというふうにして試算もして、ときどき討論をしてみいました。それを実現していただいたというふうに認識しております。それで、月100円下げたと。ほかの市町村はよく分かりませんが、全国的には介護保険料が上がっている中での引下げというのは評価できるものじゃないかなというふうに思います。

○川村成二委員長

そのほか討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）のうち保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

それでは、保健福祉部所管の補正予算につきましては、各課長より順次補足説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願いたします。

○社会福祉課長（金子俊文君）

それでは、社会福祉課の補正予算についてご説明いたします。

議案集57ページをお願いいたします。

議案集57ページ中段になります。3款3項1目説明欄02生活保護等総務事業、13節生活保護システム使用料68万7000円の減額補正でございます。内容といたしましては、令和2年7月から新たにクラウド版の生活保護システムを導入予定でございましたが、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、システム導入の準備作業が2か月間遅延し、契約差額が生じ、減額補正をするものでございます。

○川村成二委員長

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。  
続いて説明を求めます。

○介護長寿課長（小泉一司君）

それではお答えいたします。  
議案集49ページの上段をお開きください。

歳入になります。14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、あじさい館施設使用料、300万円の減額になります。新型コロナウイルスの影響によりまして、休館と利用者の自粛による減少のためです。

議案集54ページの下段をお願いいたします。  
歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、13目あじさい館管理費、あじさい館管理事業380万円減額になります。新型コロナウイルスの影響によりまして、休館と利用者の自粛による減少のため、光熱水費の減額です。14節工事請負費80万円の減額、17節備品購入費80万円減額になります。あじさい館多目的室に学校教育課が移転するための改修工事費等の減額です。

議案集55ページの中段をお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、老人ホーム入所措置事務事業1400万円の減額になります。当初14名で見込んでおりましたが、1月末現在、退所、死亡によりまして10名となったためです。

3款民生費、1項社会福祉費、7目介護保険費、介護保険特別会計繰出事業19万3000円の減額になります。霞ヶ浦地区地域包括支援センター委託公募に応募がなかったため、委託に係る準備経費を減額するため、一般会計から介護保険特別会計への繰出金を減額するものです。

○川村成二委員長

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。  
それでは続いて説明を求めます。  
なお、執行部は共有のタブレットを誰か担当が動かすようにしてください。よろしく申し上げます。  
説明をお願いします。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

それでは、子ども家庭課所管の補正予算について、ご説明をいたします。  
議案集の49ページになります。  
まず、歳入になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金、こちら7432万2000円の増でございますが、児童手当交付金及び子どものための教育・保育負担金等の国負担分の精査により補正をする内容でございます。

続きまして、3節児童扶養手当給付費負担金466万5000円の減額でございますが、年間の事業費分を精査いたしまして、減額をする内容でございます。

同じく15款2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金2860万9000円の減額でございますが、ひとり親世帯臨時特別給付金事業等の精査により補正をする内容でございます。

3節子ども・子育て支援交付金1507万2000円の減につきましては、民間保育園で行います保育サービス事業の実施状況の精査により補正をする内容でございます。

続きまして、50ページになります。

5節子ども・子育て支援整備交付金44万3000円の増につきましては、民間の児童クラブ整備費を補正する内容でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金の4802万4000円の増額につきましては、国庫分と同じ児童手当交付金等の県負担分となります。

同じく16款2項2目民生費県補助金、4節児童福祉費補助金1505万5000円の減でございますが、保育対策総合支援事業の精査により減額する内容でございます。

5節子ども・子育て支援交付金1678万4000円の減につきましては、国庫補助金と同じ内容となります。

6節子ども・子育て支援整備交付金44万3000円の増につきましても、国庫と同じ内容になります。

続きまして、歳出になります。55ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、説明欄02の児童扶養手当事業3700万6000円の減につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金。また、05の児童手当事業5892万円の減につきましては、当初見込んだ対象者数より申請が少なかったために減額する内容でございます。

56ページになります。

06の母子父子福祉事業（政策）226万円の減につきましては、高等職業訓練促進給付金、当初2名分を予算計上しておりましたが、現在申請が1名のために減額する内容でございます。

4目児童福祉費施設費、説明欄03の私立保育所事業1億3619万1000円の減につきましては、美並未来みなみこども園の支出区分の組替えと民間保育園の委託費の精査により減額する内容でございます。

04の私立保育所事業（政策）の2630万1000円の減につきましては、各種保育サービス事業の実施状況の精査により減額をする内容でございます。

続きまして、05認定こども園事業1202万7000円の増につきましては、施設型給付費の増額が見込まれるために補正する内容でございます。

06の家庭的保育等事業875万3000円の減につきましては、家庭的保育等事業実施施設の給付費の精査により減額をする内容でございます。

5目児童館費、説明欄02の大塚児童館・ふれあいセンター管理運営事業421万円の減につきましては、児童館の会計年度任用職員の人件費の精査により減額をする内容でございます。

57ページになります。

6目放課後児童健全育成事業費、説明欄の02放課後児童健全育成事業2851万9000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症による夏休みなどの長期休暇日数の減少などによる内容で減額をするものでございます。

03放課後児童健全育成事業（政策）1582万8000円の増につきましては、民間で運営します7つの児童クラブへの運営費補助の増と、民間施設改築のために整備交付金の増によるものとなります。

61ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興対策費、説明欄26幼稚園教育振興事業（政策）106万1000

円の減につきましては、市外の未移行幼稚園への施設利用費の精査により減額をする内容でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

児童扶養手当のところの減のほうですね。ひとり親世帯の臨時給付金及び児童手当マイナス5370万円、これは数字的にはどういうふうな数字になるんですか。何人で予定したけれども、何人だった。あとは申請がなかったという言葉がありました。これは申請主義なんですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ひとり親世帯臨時特別給付金につきましてでございますが、こちらにつきましては、申請数が429件ございました。こちらの積算につきましては、当初対象世帯458世帯ほど見ておりました。基本分こちらで見ております。この今回のひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、追加給付といたしまして家計が急変し収入が減少している方という申請がございます。そちらのほう、申請に来られた方お話をしまして、こういうのがありますということで説明はしたんですが、実際にそちらを申請した方が113名ほどしかおられません。その分の差額が今回減額の補正となっております。

児童手当につきましては、当初延べ件数でございますが5万6580件ほどを見込んでおりましたが、実際5万2201件しかありません。その差額分を減額する内容でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、健康づくり増進課分につきまして、ご説明差し上げます。

議案集については、57ページになります。

歳出のほうで、4款1項1目18節の負担金、補助金及び交付金61万1000円の減額となります。内容につきましては、第7回補正予算におきまして、地域外来検査センター負担金について、11月以降に国補助がない場合に、保健所管内の3市にて負担金により運営を行う予定で計上させていただきましたけれども、運営に当たり、11月以降も補助の対象となったため、今回減額をするものでございます。

続きまして、同じく57ページの4款1項2目母子保健事業費でございます。229万5000円の減額となります。内容につきましては、会計年度任用職員1名が休暇取得により7か月間における報酬について不要となることから減額を行うものと、また報償費謝金としまして、コロナウイルス関連で健診のほうを中止している期間があったことから、看護師等の謝金のほうを減額するものでございます。

○川村成二委員長

それでは健康づくり増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第17号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたし

ます。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

それでは、所管課であります介護長寿課小泉課長よりの説明とさせていただきます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○介護長寿課長（小泉一司君）

それでは、お答えいたします。

議案第17号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明します。

議案集88ページになります。

歳出で、4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目地域包括支援センター費、地域包括支援センター運営事業で100万円の減額になります。霞ヶ浦地区包括支援センター委託公募を2回行いましたが、応募がなかったため、委託に関わる準備経費を減額するものです。今回の減額に対する財源の内訳といたしまして、国・県支出金が57万8000円の減額、その他として一般会計繰入金金が19万3000円の減額と一般財源が22万9000円の減額になります。なお、歳入の内訳につきましては、87ページをごらんいただきたいと思います。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。\*

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

それでは、保健福祉部所管の予算につきまして、各課の課長より順次説明をさせていただきます。

○川村成二委員長

それでは説明を求めます。

○社会福祉課長（金子俊文君）

それでは、社会福祉課の令和3年度予算についてご説明いたします。

初めに、主な歳入についてご説明いたします。

予算書17ページをお願いいたします。

17ページ、15款1項1目1節社会福祉費負担金4億4748万4000円でございます。主に障害福祉サービス等に要する障害者自立支援法給付等の負担金で、障害者自立支援事業への充当でございます。前年比2236万7000円の増でございます。

続いて、その下、4節生活保護費負担金3億1710万4000円でございます。扶助費等に要する生活保護負担金で、生活保護扶助事業への充当でございます。前年比2546万円の増でございます。

続いて、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金1517万8000円でございます。こちらは地域活動支援センター事業への補助金で、障害者地域生活支援事業への充当でございます。こちらは168万円の減でございます。

続いて、18ページをお願いいたします。

4節生活保護費補助金1886万円でございます。こちらは生活困窮者被保護者の家計改善、就労準備支援事業等に要する補助金で、生活困窮者自立支援事業への充当でございます。前年比269万2000円の減でございます。

続いて、19ページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金2億1987万4000円でございます。障害福祉サービス等に要する障害者自立支援給付費負担費等への障害者自立支援事業への充当でございます。前年比1116万円の増でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出予算、政策経費のほうで大きく増減があったものについてご説明をさせていただきます。

予算書52ページをお願いいたします。政策に関わる概要説明書のほうは35ページをお願いします。

概要説明書のほうで説明させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務、03やまゆり館管理運営事業（政策）。令和3年度予算額が2028万2000円でございます。前年比につきましては148万8000円の増でございます。事業の概要といたしましては、指定管理業務を委託しまして、施設の維持管理、また高齢者の健康づくりや子育てに関する相談支援などを行っているものでございます。予算増の内容といたしましては、やまゆり館建物南側にウッドデッキがございます。それらの修繕と足湯の壁の改修費用を計上してございます。

続きまして、予算書のほう53ページをお願いいたします。概要説明書のほうが38ページをお願いいたします。

12福祉関係団体等活動促進事業（政策）でございます。令和3年度予算額が7588万5000円、前年度比476万5000円の減でございます。事業の概要といたしましては、社会福祉関係団体が健全かつ適切な福祉事業を促進するための経費の一部を助成するものでございます。予算減の内容といたしましては、社会福祉協議会の補助金の減でございます。令和2年度につきましては、社会福祉協議会があじさい館からウエルネスプラザへの引越し費用でありますとか、備品購入等を計上したものでございます。

続いて、予算書56ページをお願いいたします。概要説明書は41ページをお願いいたします。

3目障害者福祉費、06障害者自立支援事業（政策）、23万7000円でございます。前年度比が595万3000円の減でございます。事業の概要でございますが、障害者の補装具の助成に関わる事業で、自己負担した分の2分の1を市単独で助成するものでございます。予算減の内容といたしましては、令和2年度に障害者福祉計画策定業務を行ったものでございます。こちらが終了したものでございます。

続いて、予算書70ページをお願いいたします。概要説明書は44ページでございます。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、05生活保護困窮者自立支援事業（政策）でございます。令和3年度予算額3256万9000円でございます。前年比423万1000円の増でございます。事業の概要といたしましては、関係機関と連携を図りまして、生活困窮者の自立を促進し、困窮状態を脱し、生活保護に陥らないようにいろいろな支援をするものでございます。予算増の内容でございますが、コロナ禍の影響で、休業等に伴う収入減によりまして住居を失うおそれが生じている方に、一定期間家賃相当額を支給する住居確保給付金を増額計上するものでございます。

続いて、政策以外で増減のありましたものについてご説明をさせていただきます。

すみません、予算書52ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

説明欄一番下になります。09人権擁護・啓発事業512万円でございます。予算増の内容といたしましては、12節53ページの一番上になりますが、委託料としまして、成年後見制度利用促進中核機関運営委託430万7000円を新たに計上したものでございます。平成28年に成年後見人事業促進に関する法律施行に伴いまして、制度の広報、利用の相談、制度利用促進等を進めるために中核機関を運営を委託するものでございます。

続いて55ページをお願いいたします。

55ページ、3目障害者福祉費、下のほう、05障害者自立支援事業8億8126万2000円でございます。主な支出といたしましては、障害者支援区分認定を受けた方が、障害福祉サービスの提供や事業者等から介護給付、また、訓練給付等を受けた場合に関わる扶助費でございます。近年このサービスの事業者数の増加や利用者が1人で複数のサービスを利用するなど増加の傾向にございますので、全体に5.3%増の4465万4000円増額を計上してございます。

続いて、70ページをお願いいたします。

2目扶助費、02生活保護扶助事業4億349万9000円でございます。こちらは生活保護法に基づきまして、生活困窮の程度に応じ必要な保護を行い、自立を助長する制度でございます。この扶助費につきましては、近年下落傾向にございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年は生活保護相談件数も増加してございますので、前年度比5.5%、2113万2000円の増額計上をしてございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

資料が来ているんですが、令和3年度社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会受託事業というのがありますよね。これは、社会福祉課長のほうで説明するんですか。ちょっとこれ簡単に教えていただけませんか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

それでは、提出してございます令和3年度社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会受託事業について、簡単にご説明させていただきます。

ページ1の1のページをお願いいたします。

社会福祉課の分といたしまして、1番、地域活動支援センター事業でございますが…。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時27分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時27分]

答弁を続けてください。

○社会福祉課長（金子俊文君）

大変申し訳ございませんでした。

それでは、1の1ページ、社会福祉課分といたしまして、1番、地域活動支援センター事業でございます。こちら、1番の内容といたしましては、障害者に対して就労支援、また自立に向けた取組、そして、社会参加への意識を図るものでございます。

続いて、2番、3番、4番につきましては、生活困窮者自立支援法に基づきまして、生活困窮者の悩みや、就労の相談、また生活保護に陥らないよう自立できるような支援を行っているところでございます。

5番、6番につきましては、生活保護状態から早期に抜け出せるようにいろいろな支援を行っているものでございます。

7番につきましては、新規事業でございます。地域連携ネットワークとしての中核機関を設置しまして、先ほども説明しました成年後見人制度や、権利の擁護の広報活動や、相談業務を令和3年から委託するものでございます。

○佐藤文雄委員

生活保護の資料もいただきまして、グラフもついております。これも今回は前年度と比べて増えましたよね。前年度と比べて増えたというのは、コロナ禍の中でかなり厳しい状況になっているという表れだと思いますが、これ世帯数とか人数なんかはどうやって見ればよろしいんですか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

来年度の生活保護の扶助費でございますが、今まで令和2年度は下落の方向で見込んできたところでございますが、ただいま議員さんのほうからおっしゃられたように、コロナの関係で、微増という予算を計上させていただいております。

それで、人数的な見込みでございますが、世帯にして203世帯、人数にして238人という見込みで予算を計上してございます。現在が193世帯、人数が227世帯でございます。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時31分]

○川村成二委員長

再開いたします。 [午後 3時32分]

そのほか質疑ございますか。

○佐藤文雄委員

今現在が193世帯で、人数が227人ですね。

○社会福祉課長（金子俊文君）

失礼しました。世帯数が193世帯、人員としまして227名でございます。

○佐藤文雄委員

ちなみに、この前臨時議会で質問して、質問というか私が言ったんですが、いわゆる生活保護の保護



率、パーミルで表しておりますね。県が平均9.9で、当市は11月段階で5.7%ということで、5番目なんですよね、低いほうで。今回は、これで少しは上がることになるんですか。何パーミルになりますか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時33分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時34分]

○社会福祉課長（金子俊文君）

お答えいたします。

先ほどの増加見込みで計算しまして、保護率といたしましては0.1パーミルほど増加を見込んでございます。

○佐藤文雄委員

ということは5.7だったのが、5.8になるということですね。確認です。

○社会福祉課長（金子俊文君）

そのとおりでございます。

○古橋智樹委員

社会福祉協議会の補助金に関連してお尋ねしたいんですけど、社会福祉協議会の人材派遣業的なもので、子どもヘルパーとか書類にも書いてありますけれども、いろいろ需要はポテンシャルあるのかなと思うんですけども、かすみがうら市の実態はどうですかね。あまりニーズないですか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

大変申し訳ないですけども、詳しいことはちょっと存じ上げません。

○古橋智樹委員

社協の事業計画には、課長と福祉事務所長はどのくらい関わるんですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

社会福祉協議会の各種事業への関わりということでございますけれども、私と社会福祉課長ですけれども、社会福祉協議会の事業に対しての関わりということは特にはない状況でございます。

○古橋智樹委員

こういう質問をしたのは、土浦市の社会福祉協議会は比較的土浦市役所のOBなんかが入って、もうちょっと多面的に仕事を派遣なんかでやっているんですよね。それが得意な、市役所であれば事務的なものであったり、もちろん資格保育士とか、社会福祉士とかお持ちの方であれば幅広く仕事あると思うんですけども、そういうこれから長く仕事を、皆さんが定年になってもその後やるということで、そういう受皿がかすみがうら市は少ないのかなと思うんですよね。人材的にも30年、40年行政で培ったノウハウがあるわけですから、皆さんがそうやって定年後も、再任用の後も仕事できるような、あとは再任用ということで、はばかって市役所内はやりたくないという人も実際多いじゃないですか。

だから、社協であれば、もうちょっとスポット的な仕事をこういうのがあるよとかあったり、逆に、社会福祉協議会が市役所の仕事を請け負ってやるとか、そういうケースも活用できると思うんです。だからお尋ねしました。そういう機会があったらぜひご検討いただければということで、要望します。

○保健福祉部長（君山 悟君）

ただいま貴重なご意見をいただきました。相手方の社会福祉協議会の人員配置とか、そういう問題もあるかと思えます。これは課題ということで、今後のことで検討させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○介護長寿課長（小泉一司君）

それでは、一般会計予算介護長寿課分についてご説明いたします。

一般会計の歳入になります。

予算書15ページの上段をお開きいただきます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、2節あじさい館使用料、あじさい館施設使用料396万4000円は浴室トレーニング室、カラオケ等の使用料になります。前年度より164万5000円減額しておりますが、主な理由といたしまして、新型コロナウイルスの影響による休館と、利用者の自粛により、1月末現在187万2390円の使用料収入であることを勘案しております。

予算書18ページの中段をお開きいただきます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、疾病予防対策事業費等補助金203万8000円は、PCRの検査代と、検査結果郵送代の国庫補助金で補助率2分の1です。

予算書20ページの中段をお開きいただきます。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、地域医療介護総合確保基金事業補助金4614万5000円は、介護付有料老人ホームを新規開設として、県補助金で補助率10分の10です。

予算書25ページの中段をお開きいただきます。

21款諸収入、5項雑入、5目保健衛生費納入金、新型コロナウイルス検査負担金90万円は、PCR検査代、1人当たり1万6500円の個人負担額3000円で300人分です。

歳入の説明は以上になります。

続きまして、歳出における政策事業についてご説明いたします。

タブレットの政策事業に関わる概要説明書は46ページ、予算書53ページの下段、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、04高齢者対策事業（政策）1161万8000円になります。主な内容は、地域ケアシステム推進事業で、介護や障害、子育ての支援の総合的な相談業務を委託して1名の人件費と事業費です。前年度は1355万8000円で194万円の減額です。主な理由といたしまして、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定に伴う業務委託が終了したことです。

概要説明書は48ページ、予算書54ページの中段、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、08要援護高齢者等サービス事業（政策）46万6000円になります。主な内容は、65歳以上の独り暮らし、または高齢者世帯のシルバー人材による軽易な草取り、掃除等を行う軽度生活支援事業になります。前年度は583万4000円で、536万8000円減額しております。主な理由といたしまして、福祉タクシー利用料金助成事業を改めまして、介護保険市町村特別給付事業において、移送サービス費として支給するためです。

概要書は51ページ、予算書は58ページの中段、3款民生費、1項社会福祉費、7目介護保険費、03居宅介護サービス等利用者助成事業（政策）913万3000円になります。主な内容は低所得者が在宅居住系サービスを利用した場合、利用者負担額の4分の1を助成しているもので、訪問による介護や看護、入浴、地域密着型通所介護などを対象として助成しております。前年度は488万4000円で424万9000円増額し

ております。主な理由といたしまして、新たに地域密着型サービスと特定施設入居者生活介護を加えまして、在宅、居住系サービスの利用を促進しまして、また近隣市と助成条件を合わせたためです。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

諸収入でちょっと気が付いたんですが、新型コロナウイルス検査負担金300人を収入としておりますが、これはPCR検査、いわゆる自主検査、無症状の方が、これまで65歳以上、または基礎疾患をもっている方が自主的に検査をするための収入ですか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

90万円分は個人負担分3000円の歳入となってきます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

それでは、子ども家庭課所管の予算につきまして、ご説明いたします。

予算書14ページをお願いいたします。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金、こちら予算額7945万1000円になります。前年対比で1671万1000円の減となっております。主な内容といたしましては、市内の公立保育所、民間保育園、市外の保育所に入所している3歳未満の児童に係る保育料となっております。また、放課後児童クラブに入会いたします児童に係る負担金を計上してございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金、こちら前年対比6750万7000円の増でございます。こちらにつきましては、児童手当交付金は減でございますが、教育・保育給付費負担金、こちらについては保育園や認定こども園における教育と保育経費に掛かる国負担分が増となっております。

続きまして、15款2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節の児童福祉費補助金236万5000円、前年対比で413万1000円の減でございます。子育てのための施設等利用給付費交付金、こちら、認定こども園におけます預かり保育や未移行幼稚園等を利用した際に、市が支弁する施設等利用費に対する補助金となっております。

18ページをお願いいたします。

3節子ども・子育て支援交付金7406万6000円、こちら前年対比で721万6000円の増でございます。子ども・子育て支援法に基づきます子ども・子育て支援事業計画に位置づけられた事業に対する補助金で、補助率は国が3分の1となっております。

5節子ども・子育て支援整備交付金2815万2000円につきましては、仮称千代田中地区放課後児童クラブ施設整備に係る国の補助3分の1となっております。

6節母子家庭等対策総合支援事業費補助金は、ひとり親家庭の資格取得支援に係る補助でありまして、

国の補助相当分は4分の3を計上したものでございます。

予算書の19ページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金2億9622万9000円、前年対比で3992万4000円の増でございますが、先ほど説明いたしました国負担分にも計上しております児童手当交付金と教育・保育に係る給付費に対する県の負担分となっております。

次のページ、20ページになります。

16款2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費補助金3158万1000円、こちらは前年対比で3792万3000円の減でございます。内容につきましては、教育認定を受けた認定こども園に通います児童について、施設の運営経費を補助する施設型給付費補助金になってございます。

あと、民間保育園におきます1歳児の受入れに対します体制強化の補助金である民間保育所乳児等保育事業補助金281万1000円、こちらが補助率2分の1となっております。

あと、多子世帯保育料軽減を図る多子世帯保育料軽減事業費助成金774万4000円、こちらが補助率が2分の1となっております。

続きまして、5節子ども・子育て支援交付金7406万6000円、前年対比721万6000円の増でございます。国の補助金でも説明した内容と同じ内容となっております。

次のページ、21ページになります。

6節子ども・子育て支援整備交付金2815万2000円につきましては、児童クラブ整備に係る県補助金となっております。

歳入については以上になります。

続きまして、歳出のほうをご説明いたします。

予算書59ページになります。政策事業に係る概要説明書は62ページになります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費総務費、事業名が03家庭児童相談事業（政策）となっております。こちら予算額が300万3000円で、前年対比6000円の増でございます。主な内容につきましては、相談指導業務を行うため、会計年度任用職員の賃金となっております。家庭相談事業につきましては、事業概要にございますよう、家庭児童相談、要保護児童対策地域協議会、子育て短期支援事業、虐待防止活動等がございます。

続きまして、概要書の63ページになります。

13地域の子育て支援事業（政策）でございます。こちら予算額294万4000円で、前年対比218万円の増でございます。内容につきましては、市民子育て支援員10名の謝礼と、市の子育てに関します情報発信をいたします子育て支援サイト「かすみっ湖」の運営管理のほかに、改修と本年度子育てガイドブックの作成業務をいたしますその委託料となっております。

続きまして、概要書の64ページ、予算書は60ページになります。

事業名06母子父子福祉事業（政策）132万5000円、前年対比115万円の減でございます。主な内容につきましては、母子寡婦福祉会への補助金7万5000円と、ひとり親家庭の親の就職の際に有利性を確保する目的で資格の取得を促進するため、ひとり親世帯高等職業訓練促進給付金として1名分相当の125万円を計上している内容でございます。こちらについては、国庫補助が4分の3ほど入っております。

続きまして、予算書65ページ、概要書も65ページになります。

事業名04民間保育所事業（政策）でございます。こちら予算額1億578万7000円、前年対比で2761万9000円の増でございます。こちら内容といたしましては、市内の民間保育園や認定こども園等に対します、各種保育事業に対します補助でございます。

ここで訂正のほうをちょっとお願いいたします。

事業概要書のほうの主な対象事業等でございますが、子ども・子育て支援交付金4780万9000円となっておりますが、こちら4893万5000円、次の段の障害児保育事業補助金1386万円、こちらは1873万2000円、予算書のほうの数字が正しい数字でございます。誠に申し訳ございません。後で差し替えのほうさせていただきたいと思っております。

こちらにつきまして、内容につきましては、各種補助金で、こちら主食代補助、送迎バスの補助、子ども・子育て支援交付金、こちらにつきましては、延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業などに対します補助。障害児を預かった場合の加配に対します補助、あと、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金といたしまして270万円。こちら、市内の保育所、民間認定こども園に1施設30万円程補助する内容でございます。それと、新型コロナウイルス感染症保育緊急対策事業補助金、こちらにつきましては、市内の民間保育所、認定こども園その他保育施設に対しまして、保育士等1人当たり月額1万5000円を補助する内容でございます。

続きまして、予算書68ページになります。概要書が66ページです。

事業名03放課後児童健全育成事業(政策)でございます。こちら3億6196万6000円、前年対比2億7322万8000円の増となっております。主な内容につきましては、千代田中地区放課後児童クラブ施設整備工事費2億8897万1000円と、民間放課後児童クラブ運営補助になりますブルミっこ、メロディハウス、みなみ保育園に対します補助金となっております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○古橋智樹委員

学童保育についてお尋ねしたいんですが、今、児童クラブの補助金3事業者ということで、今、学童保育には民間の参入が結構あると思うんです。そういう状況から、市内3事業者だけにするというのは、私はもうないのかなと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○子ども家庭課長(幕内浩之君)

一応放課後児童クラブにつきましては、この3事業者につきまして、法人のほうからやりたいということでお話いただきまして、こちらで認めて行っているところでございます。そのほか、手を挙げていただくところがあれば、その辺は検討していきたいと思っております。

○古橋智樹委員

かすみがうら市内の学童保育、もしくはかすみがうら市の子ども隣接からお迎えに来てやっている事業者も含めてなんですが、かすみがうら市の子どもたちの学童保育の質向上のために、なにか取り留めてやっている予算というのは、今伺った補助金以外にないですね。

○子ども家庭課長(幕内浩之君)

基本的には、民間の児童クラブへの補助金の中に、加算とか、障害児保育に対します補助とか、全て含まれて補助金として流している内容でございますので、今のところはそれだけでございます。

○古橋智樹委員

もう直営で学童保育やっているところはないですね。

○子ども家庭課長(幕内浩之君)

公立のほうが一応18クラブありますが、全て民間の事業者に委託をしている内容でございます。

○古橋智樹委員

千代田中学校区の統合も、初めから直営じゃなくて受託業者決めて、運用なさる予定ですよ。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

今の18あるクラブを統合する形になりますので、民間のほうに委託するような形になると思います。

○古橋智樹委員

それで、提案なんですけれども、今、子育てニーズということで、いろいろほかの議員さんもお質問されたり、学童保育については私も一般質問したことがありますし、私の記憶の中では、設楽さんとかも質向上のために質問をしていましたけれども、かすみがうら市、まだ学童保育に対して、ポリシーが、市としても明確に打ち出しているものは私記憶ないですし、悪く言えば漫然とした学童保育行政だと思うんです。ですから、やっぱり移り住んでいただくには、学校の質どうのこうのだけじゃなくて、学童保育というの、子どもの、今、共稼ぎの中でお預かりする状況考えれば、非常にニーズ高いと思うんです。ましてや、夏休みとか冬休みとか長時間お預かりして、その質を高めるというのは行政の評価につながると思うんです。

ですから、先ほどのような、これまでの関連の補助金3事業者ということだけじゃなくて、かすみがうら市の子どもを保育してくださる民間事業者全て対象にして、補助金なんかを考えて、場合によっては、その中に評価できるものがあれば、かすみがうら市長賞とか、教育長賞とか、福祉事務所長賞でも、議会議長賞でもいいと思うんです、そういったものを作って、自然と切磋琢磨して、学童保育環境の質が上がる。そういうものがあれば、逆に児童支援員さんもしっかり子ども見なきゃならないという意識にもなりますし、非常に効果があると思うので、今年度の予算はこれかもしれませんけれども、今後そういう形で、かすみがうら市はそれだけ学童保育に力を入れているんだという評判が立つぐらいに、検討いただければというふうに思います。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまご質問にありましたように、民間につきましては、民間独自のやり方でいろいろやっているかと思います。その辺をこちらのほうでも調べまして、いいところがあればそれを取り入れてやっていきたいと思います。

○設楽健夫委員

放課後児童クラブで、FM推進室のほうで、かすみがうらの南小学校の放課後児童クラブで保育所に入っている子どもたちがいますけれども、あそこを整備していく、改築、整備していくという話があったんですけども、今回はこの予算の中ではどこか入っていますか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

今回の予算の中には、南地区の児童クラブに対します予算は入ってございません。基本的に現在行われています小学校と第1保育所を使うような形で今年度行います。FM推進室のほうで言っているのは、一つの案といたしまして言っているところでございます。学校のほうが空けば、そちらを使うのが本来の姿かと思うんですが、35人学級等ございますと、逆にこちらで使えなくなる可能性もございますので、その辺も考えながら検討していきたいと思います。

○古橋智樹委員

千代田中学校の児童クラブの施設整備、建設費ですか、これは全協でJVで進める予定だとあったんですが、地元の建設事業者の育成という観点で、JVも大きい事業者とお付き合いができるということがあったり、実際もてもてだというの分かるんですが、これをあえて分離発注を千代田中学校のようにしないで、一本でやると、一本のほうは楽は楽でしょうけれども、その選択はどういう根拠に基づい

て、JVでやるとお決めになったんですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

今回予定しております千代田中学校区放課後児童クラブの施設整備ということですが、まず最初に発注の形式ですけれども、今回建物的に設備等も大きい金額ではありません。その関係がありまして、一括発注ということで。逆に分離をしてしまうと割高になってしまうという懸念がありましたので、設備もあっても、衛生関係のトイレ関係の設備しかありませんので、あえて分離発注とせず一括発注ということにしました。

あと、JVにつきましては、正式には指名選考委員会のほうで諮られて発注ということになるかと思えますけれども、その中で、地元育成ということで、地元の業者育成という観点で検討されるのかとは思いますが、担当課としましては、全て指名選考委員会のほうにお願いする立場ですので、そのようなことになるかと思えます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、健康づくり増進課、一般会計のほうの説明をさせていただきます。

まず、予算書のほう18ページ、歳入のほうとなります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節子ども・子育て支援交付金でございます。

説明欄のほうにつきましては、一番下になります。利用者支援事業母子保健型335万9000円でございます。こちらにつきましては、子育て世代包括支援センターにて専門職員のほうを選任する配置により、国のほうより交付されるものでありまして、国補助3分の1となっておりまして、

続きまして、同じページの3目衛生費国庫補助金の1節保健衛生費補助金となります。説明欄のほうにつきましては3段目になります。母子保健衛生費補助金279万円でございます。こちらにつきましては、産婦健康診査や産後ケア事業についての補助を受けるものでありまして、令和3年度としましては、新規に多胎妊産婦サポート等事業、育児用品支援を実施することにより、令和2年度に比べ、191万7000円増の279万円を上げているものでございます。

予算書のほう20ページになります。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、5節子ども・子育て支援交付金でございます。説明欄のほうは一番下になります。利用者支援事業母子保健型335万9000円でございます。こちらは先ほどご説明いたしました県補助金の部分となっております。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。

歳出につきましては、政策事業に関する説明と経常事業について、額の増減が大きいものについて説明させていただきます。

予算書のほう34ページ、概要説明書につきましては53ページとなります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄22、新生児特別定額給付金事業（政策）200万

円でございます。こちらにつきましては、令和2年第4回定例会時に補正にて計上させていただきました新生児特別定額給付金の令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した新生児について給付を行っているものでございますけれども、4月1日以降に市のほうに申請をされた方に対する予算措置のほうで上げているものでございます。

続きまして、経常事業となります。

予算書72ページのほうをお願いしたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄16、感染症対策事業でございます。こちらのほうの感染症対策事業につきましては、健康づくり増進課をはじめまして10の課で配分しておりますので、予算書上は1299万1000円となっておりますが、健康づくり増進課所管の分につきましては186万6000円となっております。

内容につきましては、健康づくり増進課の消耗品となっております、感染症対策のアルコールやマスク等の購入費分となっております。

続きまして、また経常になりますが、同じページのその下の部分になります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目の母子保健事業費でございます。説明欄につきましては、02の母子保健事業5421万3000円でございます。前年度に対しまして692万3000円の増となっております。

増額の内容につきましては、新規事業としまして、赤ちゃん訪問時に配布を行う育児支援品の配布125万円、多胎妊産婦サポート事業助成として67万2000円、ママタクシー事業助成としまして23万6000円、妊婦インフルエンザ予防接種助成としまして47万2000円、会計年度任用職員等の追加によるものとなって、この692万3000円の増としているものでございます。

続きまして、予算書の74ページになります。概要説明書のほうにつきましては58ページとなります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健事業費、説明欄05、健康づくり推進事業（政策）でございます。641万6000円となっております。

内容につきましては、市民の方の健康寿命の延伸を図るため、各種事業や講演会のほうを実施しまして、健康についての意識づけということで実施をするものでございます。令和3年度につきましては、市民の方の意識啓発のため、ホームページ等により健康教室や講演などの映像化したものを視聴できるように、動画作成についての委託費のほうを計上しております。また、新型コロナウイルス感染防止を考慮しまして、令和3年度につきましては、健康まつりのほうを休止としていることから、前年度対比249万9000円の減となっておりますが、その内容につきましては健康まつり等の需用費とか委託料の減によるものとなっております。

予算書75ページ、概要説明書のほうは59ページとなります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目予防費、説明欄04任意予防接種事業の（政策）のほうでございます。997万6000円でございます。

内容につきましては、おたふく風邪や子どものインフルエンザワクチンの接種に係る委託料等となっております。

続きまして、経常となりますが、予算書の75ページとなります。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健センター費、説明欄につきましては02の保健センター管理事業4407万1000円でございます。保健センター管理事業につきましては、霞ヶ浦及び千代田の両保健センターの施設の管理費等が主なものとなっております。3年度につきましては、千代田保健センターの解体工事請負費のほう4000万円を計上しております、前年度に対し399万9000円の増額となっているものでございます。



続きまして、予算書の75ページ、同じページです。概要説明書につきましては60ページとなります。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健センター費、説明欄につきましては03ウエルネスプラザ管理運営事業（政策）でございます。5729万8000円となっております。ウエルネスプラザ管理運営事業につきましては、指定管理事業の委託費となっております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは健康づくり増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

疾病予防対策事業だとかというのは、いわゆるコロナ対策は、これは健康づくり増進課のほうですかね。そこは何かありますか。ちょっと教えてください。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

失礼いたしました。疾病予防事業（政策）のほうでございますが、こちらにつきましては、人間ドックの補助のほうを行うものとなっております。

○佐藤文雄委員

いやいや、疾病予防のいわゆる新型コロナ対策の疾病予防なんですか。それはどこを見ればいいんですか。それは健康づくり増進課じゃないんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

コロナの対策で予防接種のことかと思われませんが、そちらのほうは令和2年度の補正のほうで組んでおりまして、繰越しのほうで入る予定でございます。

○佐藤文雄委員

衛生費の72ページのところに感染症対策とありますよね。16ですね。これは健康づくり増進課ではないんですね。ここはどこが担当なんですか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時18分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時19分]

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

失礼しました。感染症対策事業につきましては、総務課とか検査管財課、それから介護とか健康づくり等の10の課で1つの事業となっておりますので、そのうちの健康づくりに関しましては186万6000円ということで計上されて、そのほかの9、この課を合わせて1299万1000円という形になっているものでございます。

○佐藤文雄委員

いや、だから、新型コロナウイルスの対策のことについて、どこで聞けばいいんですかと言ったんですよ。495万があるでしょう。その495万は健康づくり増進課じゃないと。担当は今手挙げているから小泉さんだから介護長寿課なんですか。そして答えてもらえばいいんですよ。答えてくださいよ。お願いします。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

大変失礼しました。12の疾病予防対策事業、コロナウイルス検査委託につきましては、介護長寿課のほうの担当となっております。

○川村成二委員長

介護長寿課はもう質疑を終結していますので、後で確認してください。

○佐藤文雄委員

後で確認してくださいなんて冷たいこと言わないでくださいよ。こちらのほうは一生懸命になってやっているわけですから、それで、また冷たいことを言われるかもしれませんが、17ページの歳入で、国庫支出金のところで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのがありますね。7171万8000円、これはどこにどういうふうに聞けばいいんでしょうか。その内訳なんかは分からないですかね。教えていただけますか。どうしてもこれは……

○保健福祉部長（君山 悟君）

歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になるかと思えますけれども、こちらの予算につきましては、財政担当のほう、政策経営課のほうが取りまとめを行っております、配当についても政策経営課のほう予算に対して配当を行っている状況です。

○佐藤文雄委員

そうすると、私が質問をするチャンスを失ってしまったということになりますから、これは政策経営課がこの予算の配分をしているというふうにおっしゃっているようですので、委員長、申し訳ないですが、この7171万8000円の内訳、政策経営課にその内訳を出していただけますでしょうか。よろしく願います。

○川村成二委員長

では、明日の説明の段階のときに資料を提出するよう要求します。  
そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

それでは、介護保険特別会計につきましては、所管課であります介護長寿課、小泉課長よりの説明とさせていただきます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○介護長寿課長（小泉一司君）

それでは、ご説明いたします。

議案第22号 令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算書163ページからになります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億660万円とするものです。

予算書170ページをお開きいただきます。

歳出ですが、前年度と比較いたしまして、保険給付費2億6790万7000円、地域支援事業費1207万の増額などで、全体で2億7760万円の増額となります。

主な理由といたしまして、居宅介護サービス等の給付事業における介護付き有料老人ホームで新規開設し、55人入所者のうち25人の入居を見込みました。さらに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介

護、29人以下の小規模な介護老人福祉施設なんですけれども、そこで事業を休止していましたが、4月より事業再開ということですので、20人の入所を見込んでおります。また、地域包括支援センター運営事業において、霞ヶ浦地区包括支援センターの委託によるものです。さらに市町村特別給付事業において、今年度から新たに移送サービス費として、要支援、要介護認定を受け、タクシーを利用した費用の5割、月支給限度額1万円を支給するものです。

それでは、歳入についてご説明いたします。

予算書171ページをお開きいただきます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、65歳以上の方から頂く第1号被保険者の保険料で、前年度と比較いたしまして1350万円の増額の8億1350万円を計上いたしました。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、介護給付費国庫負担金、前年度と比較いたしまして4827万5000円増額の6億4200万6000円を計上いたしました。介護保険給付費の国庫負担分で、居宅給付費分20%、施設等給付費分15%の補助率となっております。

主な理由といたしまして、介護給付費が増額することによるものです。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、前年度と比較いたしまして943万8000円増額の1億4640万6000円を計上いたしました。介護給付費の5%に相当する額になります。

主な理由といたしまして、介護給付費が増額することによるものです。

2目及び3目の地域支援事業交付金に合わせまして、前年度と比較いたしまして366万7000円増額の3557万4000円を計上いたしました。高齢者の介護予防と自立した生活支援を目的とした事業費の国庫補助金で、介護予防・生活支援サービス事業に関わる事業費の20%、地域包括支援センター運営事業や一般介護予防事業に関わる事業費の38.5%の補助率となっております。

主な理由といたしまして、霞ヶ浦地区の包括支援センターを委託することによるものです。

予算書172ページをお開きいただきます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、前年度と比較いたしまして6371万円増額の9億8824万7000円を計上いたしました。40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、介護給付費の27%が交付されます。

主な理由といたしまして、介護給付費が増額することによるものです。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、介護給付費県負担金、前年度と比較いたしまして2890万8000円増額の5億3285万8000円を計上しました。介護給付費の県負担分で、居宅介護給付費分12.5%、施設等給付費分17.5%の補助率となっております。

主な理由といたしまして、介護給付費等の増額によるものです。

1目及び2目の地域支援事業費交付金合わせまして、前年度と比較いたしまして1796万6000円増額の1891万7000円を計上いたしました。高齢者の介護予防と自立した生活支援を目的とした事業の県補助金で、介護予防・生活支援サービス事業に関わる事業費の12.5%、包括支援センター運営事業や一般介護予防事業に関わる事業費の19.25%の補助率となっております。

主な理由といたしまして、霞ヶ浦地区の包括支援センターを委託することによるものです。

予算書172ページの下段、173ページをお開きいただきます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、前年度と比較いたしまして4649万8000円増額の6億1104万3000円を計上いたしました。

主な理由といたしまして、介護給付費の増額することによるものと、霞ヶ浦地区包括支援センター委託によるものです。

7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、前年度と比較いたしまして6243万4000円増額の9555万8000円を計上いたしました。

主な理由といたしまして、介護給付費等が増額することによりまして、介護保険料を増額、上げずに、8 期介護保険事業計画において、1 号被保険者の保険料を100円減額いたしました。準備基金3 億円を8 期介護保険事業計画の中で全額取り崩す予定で保険料軽減に活用したいと思っております。3 年度から5 年度において1 億円ずつ取り崩す見込みです。

予算書174ページをお開きいただきます。

10 款介護サービス収入、1 項新予防給付費収入、1 目新予防給付ケアマネジメント収入、前年度と比較いたしまして111万7000円減額の1132万9000円を計上いたしました。

主な理由といたしまして、霞ヶ浦地区包括支援センター委託によるものです。

歳入の説明は以上になります。

続きまして、歳出における政策事業についてご説明いたします。

タブレットの政策事業に関わる概要説明書は52ページ、予算書は177ページの中段、2 款保険給付費、5 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、02の市町村特別給付事業（政策）4420万円になります。

主な内容は、介護1 から5 の認定を受け、在宅介護者のおむつ購入費の9 割、月支給限度額5,000円、また介護3 から5 の認定を受け、自宅で理容・美容サービス費用を2 か月に1 回で費用の9 割、支給限度額2,000円を支給するものです。さらに今年度から新たに移送サービス費として、要支援、要介護認定を受け、タクシーを利用した費用の5 割、月支給限度額1 万円を支給します。前年度は1400万円で、3042万増額しております。

主な理由といたしまして、移送サービス費支給を行うためです。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

全体の介護保険の割合がありますよね。国が25%、そのうち5%が準備基金という形になっていて、プラス5で、25ですね。県が12.5で、市が12.5で、今お聞きしましたら、40歳から64歳までの人が27%と言いましたよね。そうすると、残りが65歳以上の1号被保険者の財源になるということになるかなと思うんですが、それはこれをどのように計算されているかちょっと教えていただけますか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

お答えいたします。

第1号被保険者の介護保険給付費分の負担分は23%になっております。40歳から64歳までの方の介護給付費分の支払基金交付金からは27%になってきます。

○佐藤文雄委員

7 期も23%だったんでしょうかね。だから、7 期も23%だったような気がするんですが、いかがですか。7 期と8 期が違っているんでしょうかね。

○介護長寿課長（小泉一司君）

お答えいたします。

7 期と同額の%になっております。

○佐藤文雄委員

それから、介護のいわゆる1号被保険者の数はどのように算定しておりますか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

令和3年度の当初は1万2984人で当初予定しております。

○佐藤文雄委員

それから、主に支出のところ調べてみますと、介護サービス諸費がかなり伸びておりますね。8.3%で、2億4952万円伸びているように思いますが、これは主にどういうところが伸びているのでしょうか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

お答えいたします。

介護付き有料老人ホーム55人入所のうち、25人を入居を見込むものと、あと地域密着型の介護老人福祉施設で事業を休止していた施設があるんですけれども、20の方が入所するという見込みでおります。

○佐藤文雄委員

今おっしゃった説明のときに話なされた件だったなと思いますが、つまり居宅介護サービスのところが伸びているよということで今言った数字が根拠になったのかなというふうに思います。

それから、市町村特別給付費について、もう一度ちょっと、これ増額になっておりますので、3,000万円ほどね。市町村特別給付費についてちょっと教えていただけますか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

お答えいたします。

令和2年1月末現在で福祉タクシー利用助成をしていた人が341人おります。その中で65歳以上の単身者、障害者手帳所持者合わせまして106人おります。そうすると、差し引き235人が要支援、要介護の認定を受けている方が235人ですが、250人相当いるということで見込みまして、月支給限度額が1万円ですので12万。250人に12万を掛けまして、3000万円相当額が移送サービスとして伸びるだろうということで試算しております。

○古橋智樹委員

簡潔にもう一回説明でもありましたけれども、確認したいんですが、とうとう介護保険も国民健康保険の予算ともう同規模になって、そのうち追い抜くんじゃないかなと。高齢化もいよいよだなど感じるころですが、保険給付費は一気に2億6790万7000円、うちでこれだけ増えるんだから、ほかの市町村なんかものすごいのかなと思うんですが、改めてこの2億6000万増える要因というのを簡潔にお答えいただきたいんですが。

○介護長寿課長（小泉一司君）

お答えいたします。

先ほどの居宅介護の新規開設のものと、あと事業を再開する20人のものと、あと市町村特別給付、移送サービス費を含めるものの増額するものと、あとは地域包括支援センターのほうで3年度より2200万、霞ヶ浦地区委託予定です。それを含めまして、あと毎年の年度ごと、通常で例年1億円ずつ介護給付費が伸びていますので、それを加味しております。保険給付であるので、給付費の支払い不足にならないよう予算計上はしております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。  
それでは、採決いたします。  
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
ここで、私のほうから委員の皆様申し上げます。

先ほどの議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算、健康づくり増進課の審議のときに、佐藤委員から予算書の17ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7171万8000円の内訳のリストの提出を要求されました。それに対しまして、政策経営課の質疑のときに資料提出と説明をしてもらうことでお話をさせていただきましたが、これの担当が地域未来投資推進課ということが確認できましたので、資料のみの提出で対応したいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

約10分間の休憩をします。 [午後 4時42分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時52分]

次に、議案第12号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

消防本部から特に補足説明等はございませんか。

○消防長（片岡 修君）

それでは、かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。  
議案集33ページをお開きください。

内容につきましては、予防課長の鈴木からご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。  
なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○予防課長（鈴木博行君）

議案概要書13ページ、14ページと、お手元の資料の議案集でご説明いたします。

改正の経緯といたしまして、近年の電気自動車ユーザーの走行距離の延伸ニーズの増加や、電気自動車に搭載される電池の低価格化により、大容量の電池を搭載した電気自動車の開発が進み、その電気自動車の普及が予想されることから、高出力の充電性能を持つ急速充電設備の規定の整備が総務省で検討され、全国統一的な基準として改正をするものです。市内の急速充電設備の設置状況については、一般の運転手が充電スタンドとして使用するものが市役所の千代田庁舎駐車場設置の50キロワットの設備1件で確認をしております。既に設置済みの設備につきましては、現行基準のとおり、今回の改正の適用は生じません。

議案集33ページの中段に、全出力を従前の50キロワットから200キロワットにまで拡大しております。出力の拡大による安全措置の追加につきましては、現状基準に加え、新たな対策を講じることにより安全措置を確保することができました。令和2年10月12日付、消防庁予防課より改正令が各市町村に通知されております。議案概要書の13ページのウになります。

続きまして、14ページ、これらの安全対策を講じた上で、急速充電設備を設置するものは50キロワットを超え、200キロワット以下のものについて、消防庁へ届出をすることとしております。

また、お手元の資料の議案集117ページから120ページの新旧対照表でお願いいたします。

条文中の「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に、「講じる」を「講ずる」に、「充電」の漢字表記の変更等については、今回の改正に併せて行うものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）のうち、消防本部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

消防本部から特に補足説明等はございませんか。

○消防長（片岡 修君）

消防本部所管、消防費の減額補正予算につきましてご説明いたします。

議案集50ページをお願いいたします。

詳細につきましては、消防総務課長の小松崎からご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

消防本部所管の令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案集の50ページをお開きください。

初めに、歳入補正の15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目消防費国庫補助金17万円の減額でござい  
ます。

内容としましては、消防団設備整備費補助金確定に伴う減額でございます。

次に、議案集52ページをご覧ください。

21款諸収入、4項受託事業収入、3目消防費受託事業収入21万8000円の減額でございます。

内容としましては、常磐道救急業務受託事業支弁金で、令和2年4月に通知されます支弁金算定に用いる基礎数値の確定による減額でございます。

次に、その下にあります21款諸収入、5項雑入、7目雑入952万2000円の減額でございます。

内容としましては、消防団員退職報償金で、当初退団者40名で計上しましたが、今年度につきましては22名であったための減額でございます。

次に、議案概要書30ページ、議案集の60ページをご覧ください。

歳出補正でも9款消防費、1項消防費、1日常備消防費、03常備消防事業98万円の減額でございます。

主な内容として、18節負担金、補助及び交付金での茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金で、指令センター運営協議会が発注した入札、保守委託の差金で30万6000円が減額となったものでございます。

続きまして、その下、非常備消防費、02消防団運営事業1089万8000円の減額でございます。

主な内容としましては、7節報償費での消防団員退職報償金として、こちらも消防団退団者、当時40名で計上しましたが、退団者が22名分の支出額が確定したことから、952万2000円を減額するものでございます。

続きまして、議案概要書31ページ、議案集にあつては61ページをご覧ください。

3目消防施設整備費、02消防車両整備事業（政策）84万9000円の減額でございます。

主な内容としては、17節備品購入費での高規格救急自動車で、契約差金によるもので、71万円を減額するものでございます。

続きまして、その下、06消防団施設整備費事業（政策）50万8000円の減額でございます。

主な内容としましては、17節備品購入費での警防用備品となります。こちらは消防団に配備した災害用機材で、こちらは契約差金による減額でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、消防総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算のうち、消防本部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

消防本部から特に補足説明等はございませんか。

○消防長（片岡 修君）

消防本部所管、消防費の予算についてご説明いたします。

詳細につきましては、消防総務課長の小松崎からご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

消防本部所管の令和3年度かすみがうら市一般会計予算についてご説明いたします。



それでは、最初に、歳入についてご説明いたします。

予算書の18ページをご覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目消防費国庫補助金、1節消防費補助金137万5000円の計上となっております。

内容につきましては、消防団設備整備費補助金を活用しまして、消防団員が風水害での現場で使用する排水ポンプや救命胴衣を各部に配備するものでございます。

続きまして、予算書25ページをご覧ください。

21款諸収入、4項受託事業収入、3目消防費受託事業収入、1節常磐道救急業務受託事業収入で、446万9000円の計上となっております。

内容につきましては、常磐道救急業務受託事業支弁金で、これは高速道路の救急業務を行うに当たり、救急隊1隊を維持するための経費、支弁金でございます。

続いて、予算書26ページをご覧ください。

5項雑入、7目雑入、1節雑入での説明欄での上から9件目になります。消防団員退職報償金1500万円の計上です。これは消防団員として5年以上活動し、退団された場合に支給されます。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書については99ページ、政策事業に係る概要説明書にあつては143ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、04常備消防事業（政策）281万4000円の予算計上で、前年度から92万4000円の減額となっております。

主な減額の理由としましては、17節備品購入費で、少年消防クラブ育成事業用備品の自治総合センターコミュニティ助成事業の完了に伴うもので、歳入歳出ともに皆減でございます。

続きまして、予算書101ページ、政策事業に係る概要説明書は144ページ、こちらは03消防団運営事業（政策）につきましては、前年度とほぼ変更がないことから、説明を省略させていただきます。

続きまして、予算書101ページ、政策事業に係る概要説明書は145ページをご覧ください。

説明の前に資料の訂正がございます。政策事業に係る概要説明書の部分になります。事業名02消防車両整備事業（政策）、こちらの歳出内訳の部分になります。13節使用料及び賃借料の欄で、令和2年度当初予算額及び予算現額の列にあります3920万5000円については0円となります。また、3920万5000円の部分については、歳出内訳に記載されていませんが、令和2年度の救急車を更新配備したもので、17節備品購入費となります。今回の消防車両整備事業（政策）における概要説明書の作成及び確認に不備がありましたこととお詫び申し上げます。

それでは、改めて、3目消防施設整備費、02消防車両整備事業（政策）についてご説明いたします。

2100万円の予算計上で、前年度から3793万9000円の減額となっております。

主な減額の理由としましては、緊急消防援助隊整備費補助金を活用しての事業完了に伴うもので、令和3年度予定の車両整備については、一括購入ではなく、車検や消耗品及び保険等の費用を含んだリースでの整備を計画いたしました。先ほど予算説明前に政策事業に係る概要説明書で訂正した部分で、13節使用料及び賃借料106万7000円の皆増で、17節備品購入費については3920万5000円の皆減で、歳入歳出ともに減でございます。

続きまして、予算書……

○川村成二委員長

発言の訂正をしてください。先ほど2100万円と発言しておりますので、最初のときに。210万円のところを210万と発言しておりますので、訂正をしてください。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

210万円の予算計上となっております。誠に申し訳ございませんでした。

続きまして、予算書101ページ、政策事業に係る概要説明書146ページをご覧ください。

04消防水利整備事業（政策）につきましては、1764万5000円の予算計上で、前年度から237万4000円の減額となっております。

主な減額の理由としましては、17節備品購入費191万5000円の皆減でございます。こちらは令和2年度消火栓用ホースの更新や、新規及び老朽化した消火栓格納箱の備品の購入費として計上しておりましたが、令和3年度については、消防団の消防用ホースが老朽化していることから、消火栓用ホースの更新を一時休止したものでございます。

続きまして、予算書101ページ、政策事業に係る概要説明書は147ページをご覧ください。

06消防団施設整備事業（政策）につきましては、1200万4000円の予算計上で、前年度から151万7000円の増額となっております。

主な増額の理由としましては、17節備品購入費522万5000円で、総務省消防庁の消防団施設整備費補助金を活用し、各分団に救命胴衣及び排水ポンプを整備するもので、こちらは風水害に対するために計画したものととなります。さらに自治総合センターコミュニティ助成金を活用し、災害時に移動が困難な住民を搬送するための担架及び林野火災等での消火活動に有効なジェットシューター、概要説明書の中の写真のとおり、背負い式消火水のうとなります。こちらを整備するものでございます。こちらの整備につきましては、は消防団員の育成と災害対応力の充実強化のための計画でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、消防総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○古橋智樹委員

今防災無線で火災があると、何処何処ということで、個人情報に差し障りない形で言っているわけですが、感覚的なものもあるんですが、事業関連の火災が多いなという印象なんですよ。それで、皆さんのほう、事前の予防活動で事業所の訪問というのはどのぐらいの周期で回られているのか。もしくはそれが足りないのであれば、やっぱり予算措置して対応するとか、人員も含めてですね。事業のほうも不況もあって可燃性の高い材料とか、そういうものが滞ったりとか、あとは大きい倉庫があって、そこを貸し出して、消防の許可を経ない商売なんかもあるのかなと想像したりするんですよ。そうすると、非常に予防のほうの仕事が地球の温暖化で乾燥が著しいときであって、皆さんも夜警をされていますけれども、そういう意味では予防にやはり少し予算、十分足りているのかどうかということでお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

御存じのとおり、やはり火災に対しての予防業務は重要な部分となっております。消防の所管では、春と秋の火災予防週間に立入検査等の強化、さらには年度末に関しての火災多発期、こちらに対して火災防止のための呼びかけ、または検査等を強化して実施している状況です。

あと、予算についての部分なのですが、やはり財政難もあるということで、こちらで考えられる、先ほど説明した自治総合センターコミュニティ助成金等を活用して、防災活動ができるような備品等を整備していくような計画で実施している状況でございます。

○古橋智樹委員

すると、私は実務的には一番事業所の訪問、消防設備の点検としてですよ、それが基本で、1年に1

回というのは無理でしょうから、二、三年に1回は最低回れているのかどうかと気になるんですね。先ほど言えばよかったです、太陽光だってだんだん劣化してくるわけですから、そういういろんなもう一昔前と違う火災の要素があるわけですから、そういうのにマッチしているのかどうかということで、皆さんの予防の点検のほうが従来どおりで足りていて、今の事業所の市内の火災の状況なのか、そのあたりがふと不安になるときがあるんですけども、元に戻りますけれども、事業所の巡回というのは単純に増えていると思うんですけども、どのぐらいのペースで事業所を回るんですか。3年に1回、4年に1回、5年に1回。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

申し訳ございません、手元に資料がございませんが、何年周期という状況では計画してはおりません。市内にある事業所での火災の危険性がある場合、または重点的に点検が必要であるというところの立入検査等を実施しているような状況です。あとは先ほど太陽光パネルとかの部分もありますが、現在、そちらに関しては立入検査等を実施している状況はありません。それと、事業所での検査部分についてなんですが、予防については、現在、予防技術者検定など技術者の試験を受けて、予防要員の増員の計画も実施している状況であります。

○佐藤文雄委員

職員の人件費で減になっていますが、人数が減ったんですか、1人ぐらい。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

人員は当初より若干減少しておりますが、あとは大量退職期による年齢層が若くなったものにより、人件費が減額になったものでございます。

○佐藤文雄委員

人数は変わってないということですね。前年度というか、令和2年消防職の給料が3億962万7000円なんです。人数は変わってないということですね。若くなったので、3億で済んだということですね。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

それから、災害のほうなんです、災害の対策事業で、消耗品が前年度と比べると大幅に減っていると思うんですが、これは何か理由ありますか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

会計規則の変更により、今まで備品購入していたものが消耗品、需用費のほうに所管替えになったものにより、需用費が増額になったものでございます。

○佐藤文雄委員

いや、そうじゃなくて、前の災害対策事業費の政策のところ、消耗品費が626万円になんてですね。その項目が変わって、これはどちらに行ったんですか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

申し訳ございません、こちらの06災害対策事業費にございましては、消防所管ではなく、市の防災担当の所管となります。

○佐藤文雄委員

前年度というか、令和2年度の消耗品費のうち、これが消防部局から変わって、防災のほうに総務ですか、総務のほうに移ったということですか。前回の消耗品費の626万というのはどういう中身だった

か分かりませんよね。分かりますか。今年度予算だからね。今年度予算で626万ですから、どういう予算だったか。それが今度は来年度は防災のほうに、防災というか、総務のほうになるという言い方をしているんで、お聞きしているんですが。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

説明の不足で申し訳ございません。災害対策事業に関しては、先ほどもお話ししたとおり、市の防災対策のほうでの予算計上となりまして、消防本部における消耗品費はあくまでも消防本部での予算計上になりますので、防災対策事業のほうの予算については、消防所管から市の防災担当への予算の移動等はありません。

○佐藤文雄委員

いや、ですから、この今年度というか、令和2年度のこの災害対策の政策のところの626万はどういう中身ですか。今現在で消防所管でしょう。ですから、それを聞いているんですけども。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 5時21分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時28分]

○消防総務課長（小松崎敬造君）

先ほど佐藤議員からありました災害対策事業（政策）につきましては、令和3年度予算書の101ページ、04目の災害対策費、こちらから下については市総務部の防災担当部局の予算の支出となりますので、常備消防費のほうの予算計上ではありませんので、ここで説明させていただきます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算第（13号）のうち、議会事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

議会事務局から特に補足説明等はありませんか。

○議会事務局長（前島嘉美君）

それでは、補足をさせていただきます。

補正予算書53ページ、議案概要書23ページ、タブレットのほうをご覧いただきたいと思います。

タブレットのほうですけども、1番になってございます。

市議会研修活動事業（政策）249万7000円の減額でございます。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各常任委員会、議会運営委員会、議会だより編集特別委員会の行政視察等を中止としたことに伴う減額補正でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、議会事務局に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算のうち、議会事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

議会事務局から特に補足説明等はありませんか。

○議会事務局長（前島嘉美君）

補足説明をさせていただきます。

予算書29ページから30ページ、概要説明書138ページから141ページでございます。概要説明書にて説明いたします。タブレットのほうをご覧いただきたいと思っております。

03市議会運営事業（政策）につきましては、当初予算額を578万3000円としまして、本会議及び委員会の会議録作成をはじめ、本会議の中継に要する経費でございまして、前年度と比較しまして69万1000円の減となります。これは会議録作成委託等の実績によるものと、議場の改修等がなくなったことによる減でございます。

次に、139ページから141ページの政策事業につきましては、前年度と同額を計上しております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、議会事務局に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本委員会は、明日3月17日午後1時30分より本会議場で引き続き審査を行います。

それでは、これで本日の委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時32分